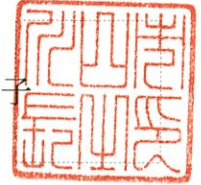


川環保発第 30 号  
令和 8 年 6 月 23 日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様  
同 金 井 洋 様  
同 関 由紀夫 様  
同 飯 塚 孝 行 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 7 年 1 2 月 2 5 日執行の環境部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（環境保全課）

環境保全課の旅費において、概算払の精算手続きが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和 8 年度騒音・振動悪臭防止研修（5 月 2 7 日から 2 9 日までの 3 日間）に係る旅費について、川口市会計事務規則に則り、6 月 1 日に精算命令書を作成し、会計管理者に送付しました。

支出事務について（環境保全課）

環境保全課の旅費において、出張に係る復命が、川口市職員服務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和 8 年度騒音・振動悪臭防止研修（5 月 2 7 日から 2 9 日までの 3 日間）について、当該出張に係る復命を川口市職員服務規則に則り、6 月 1 日に書面をもって上司に復命しました。

